特　記　仕　様　書

【 設計業務 】

第１章　一般事項

１－１　適用

（１） 本特記仕様書は、「Ｒ７年度九大箱崎南地区引継図書作成等業務」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務を実施するにあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様（平成 28 年７月版）」（以下「共通仕様書」という。）、UR 都市機構の各職種設計基準・要領・手引き及び福岡市等の指示する設計基準・要領による。共通仕様書は閲覧に供する。なお、その他必要な仕様書等の適用にあたっては機構担当者の指示による。

（２） 本業務の実施に当たり、本特記仕様書等に疑義を生じた場合については、別途、協議するものとする。

１－２　業務範囲

業務の範囲を以下に示す。

・福岡県福岡市東区箱崎六丁目外（別図）

１－３　業務の履行期間

契約締結日の翌日　から　令和７年 10 月 31 日（金）

１－４　管理技術者

管理技術者は、共通仕様書 1.1.7 の定めのほか、下記の①に示す業務の経験を有し、かつ②の資格を有し登録を行っている者であること。

なお、管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、調査職員と協議を行うものとする。

（１）経験を有する業務

平成 22 年度以降に元請として受注し、完了した、入札説明書に定める同種業務の実績を有する者であること。

・道路設計を含む10ha以上の開発に伴う設計又は引継図書作成業務

（２）下記のいずれかの資格を有する者

平成 22 年度以降に元請として受注し、完了した、入札説明書に定める同種業務の実績を有する者であること。

①技術士（総合技術監理部門（建設部門関連科目）又は建設部門、上下水道部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

②ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

③土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）
④共通仕様書 1.1.2 の 11 項に記載されている同等の能力と経験を有する技術者
・建設コンサルタントの登録規定第３条第１号ロに規定される技術者
（国交省が認定する認定技術管理者＝認定技術者（道路部門又は下水道部門））
・他部門の技術士については、建設部門に該当する業務に関し 10 年以上の実務経験を有する者

１－５　照査技術者

共通仕様書 1.1.8 の照査に当たっては、照査技術者を配置するものとし、下記に示す条件を満たすものとする。

（１）技術士（総合技術監理部門（建設部門関連科目）又は建設部門、上下水道部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
（２）ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
（３）土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）
（４）共通仕様書 1.1.2 の 11 項に記載されている同等の能力と経験を有する技術者
・建設コンサルタントの登録規定第３条第１号ロに規定される技術者
（国交省が認定する認定技術管理者＝認定技術者（道路部門又は下水道部門））
・他部門の技術士については、建設部門に該当する業務に関し 10 年以上の実務経験を有する者

照査の実施にあたっては、別に定める「土木工事設計照査要領」に基づき実施し、作成した資料は、共通仕様書 1.1.8 の 5 項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

１－６　打ち合わせ

本業務に関する打ち合せは、下記の区切りにおいて行うものとする。なお、業務着手時と業務完了時には管理技術者も同席するものとし、打合せ記録は受注者が作成し相互に確認するものとする。

・業務着手時（業務計画書提出時）
・中間時　２　回
・業務完了時
・計　４　回

１－７　照査技術者による照査の報告

照査技術者は、発注者の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について発注者に報告するものとする。

なお、照査技術者による照査の報告は１回を想定している。

１－９　業務計画書

受注者は、業務計画書作成時に共通仕様書 1.1.12 の２項の定めのほか、屋外で設計業務を行う場合における安全管理について記載する。

１－10　現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、共通仕様書 1.2.2 に基づき設計業務等対象敷地及び周辺の現地踏査を行ない、設計業務等に必要な現地の状況を把握するものとする。受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

１－11　下請負等

（１）本業務請負契約書第８条第１項に規定する「主たる部分」とは、共通仕様書 1.1.28 の第１項に示すとおりとする。

（２）本業務請負契約書第８条第３項に規定する「軽微な部分」は、共通仕様書 1.1.28 の第２項に示すとおりとする。

（３）受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、設計業務等を適切に実施できる経験及び技術を有するものであることとし、かつ、機構の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第２章　設計業務等一般

２－１　業務目的

本業務は、九大箱崎南地区に係る引継図書の作成を目的とする。

２－２　使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は以下のとおりとする。ただし、適用基準の最終決定は、自治体及び調査職員との協議による。

（１）関係法令等

・都市計画法
・下水道法
・水道法
・道路法　　・道路交通法
・福岡市開発行為の許可等に関する条例・福岡市福祉のまちづくり条例
・その他関連法令等

（2）技術基準等

・日本道路協会　道路構造令の解説と運用
・日本道路協会　舗装設計施工指針
・日本道路協会　道路土工排水工指針
・日本下水道協会　下水道施設計画・設計指針と解説
・土木学会　コンクリート標準示方書
・宅地防災のマニュアルの解説
・福岡市福祉のまちづくり条例　施設整備マニュアル
・その他関係技術基準等

２－３　貸与する資料

平成 31 年度九州箱崎南地区都市計画道路等実施設計業務報告書
九州大学箱崎キャンパス跡地等(南エリア)都市計画法第 32 条の規定に基づく協議書
土木・造園設計業務等共通仕様書
居住環境整備事業等における土木関連業務に係る電子納品要領(案)土木設計編
居住環境整備事業等における土木関連業務に係る CAD 製図基準(案)
その他

第３章　その他

３－１　中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

３－２　業務対象箇所への立ち入り

受注者は、現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、共通仕様書 1.1.16 に基づいて行い、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

３－３　訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、発注者の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

３－４　成果品

業務の成果品は、以下のとおり

・引継ぎ図書：Ａ４ハードファイル２部

・上記電子データ一式（ＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒ記録し、ハードファイルに閉

じこむ)

・電子データはオリジナルデータに加え、ＰＤＦデータも作成すること。

・電子納品をする成果品については原則、以下に従うものとする。

「居住環境整備事業等による土木関連業務に係る電子納品要領(案)土木設計編」

「居住環境整備事業等における土木関連業務に係るＣＡＤ製図基準」

３－５　提出書類仕様

受注者は仕様書で規定されている提出書類にあたってはグリーン購入法の規定に基づく再生紙を使用するものとする。

３－６　個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する特約条項第１条に定める重要な情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

（１）保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。

（２）取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し、施錠する。

（３）取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。

（４）原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

３－７　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（１）本業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

（３）暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

３－８　土木設計業務成績評定について

本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

３－９　業務中の安全確保

受託者は、現場作業中における安全確保をすべて優先させ、常に現場作業中の安全に留意し現場管理を行い、災害防止を図ること。また労働安全衛生関連法令に基づく措置を常に講じなければならない。なお、現場作業中に事故が発生した場合には、直ちに指示者に報告するとともに指示者が指示する様式で、指示する期日までに事故報告書を出しなければならない。

第４章　業務内容

都市計画道路引継図書作成

以下の内容について、過年度の工事成果物から引継図書の作成を行うものとする。

（１）数量表

・実施協議図書にある数量表を参考とし、対象部分の明示及び抜粋

（２）図面

・実施協議図書にある図面構成を参考とし、業者完成図に置換え

（３）現場写真

・写真撮影要領を基に、業者提出写真の整理

（４）出来形管理及び品質管理資料

・土木工事施工管理の手引き(福岡市)を基に、業者成果物の整理

（５）対象工事

・九大箱崎南地区雨水幹線築造その他工事
・九大箱崎南地区都市計画道路築造その他工事(その１)
・九大箱崎南地区都市計画道路築造その他工事(その２)
・九大箱崎南地区都市計画道路築造その他工事(その３)
・九大箱崎南地区都市計画道路築造その他工事(その４)
・九大箱崎南地区都市計画道路築造その他工事(その５)
・九大箱崎南地区都市計画道路築造その他工事(その６)

別　図

引継図書作成対象図

引継図書作成

○都市計画道路（堅粕箱崎線、原田箱崎線）引継図書
過年度の工事成果物から引継図書の作成を行うものとする。
（１）数量表
（２）図面
（３）現場写真
（４）出来形管理及び品質管理資料

○対象工事
・九大箱崎南地区雨水幹線築造その他工事
・九大箱崎南地区都市計画道路築造その他工事（その１）
・九大箱崎南地区都市計画道路築造その他工事（その２）
・九大箱崎南地区都市計画道路築造その他工事（その３）
・九大箱崎南地区都市計画道路築造その他工事（その４）
・九大箱崎南地区都市計画道路築造その他工事（その５）
・九大箱崎南地区都市計画道路築造その他工事（その６）

別紙－1

令和〇年〇月〇日

再委託（変更等）承諾申請書

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　　〇〇　〇〇　　殿

受託者　住所
氏名　株式会社〇〇〇〇
〇〇　〇〇　　印

契約名称：Ｒ７年度九大箱崎南地区引継図書作成等業務

令和〇年〇月〇日付けをもって締結した上記の契約に関して、以下のとおり業務の一部を再委託したく、契約書第〇条第〇項に基づき申請するので、手続き方お願いします。

項目	申請内容
再委託の相手方 （住所、氏名）	〒000-0000　〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇 △△株式会社
再委託業務の内容	・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
再委託業務の契約予定額	〇〇千円（契約金額に対する比率〇%） ※見積書を添付
再委託を行う必要性及び 再委託の相手方の選定理由 （変更の場合は、再委託の変更理由も記載）	（再委託する必要性） 〇〇〇〇を再委託することで、業務の効率化を図り、工期短縮に努めるため再委託する。 （再委託の相手方の選定理由） 〇〇〇株式会社は、令和〇〇年より弊社で行う〇〇〇〇の〇〇〇〇〇を行ってきている。この間、成果の品質が高く、納期も遵守している。 また、上記業務の同種、類似業務の実施経験が多数有り、短期間での業務遂行に寄与し、成果の品質向上に資することが期待できるため。

別添資料

特記仕様書　追加事項

○　低価格による受注に関する調査

１　落札価格が予定価格の 10 分の 7 を乗じて得た額を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査を実施する。

２　調査においては、以下の調査資料の提出を求める。

(1)　当該価格で入札した理由（様式－２）
(2)　入札金額の積算内訳（様式－３）
(3)　業務実施体制（様式－４）
(4)　手持ち業務の状況（様式－５）
(5)　配置技術者名簿（様式－６）
(6)　過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者（様式－７）

３　調査資料は、発注者より「低価格受注調査等対象業務通知書」により対象業務である旨の通知を行った日の翌日から起算して７日以内（土日祝日を含む）に提出すること。

なお、提出期限後の資料の差し替え及び再提出は認めない。

４　資料の内容に関しては、入札の責任者（代表者、又はその権限代行者）及び管理技術者等から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

５　調査において、入札者が履行可能な理由として説明した事項は、確認事項として打合せ記録簿で提出することとし、業務履行状況の調査時にその内容を確認する。

６　調査対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は業務履行状況の調査の結果と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な理由が確認できる場合を除く）は、業務成績評定点に厳格に反映するものとする。

また、調査資料の提出がなかった場合についても、業務成績評定点に厳格に反映することとなりますのでご承知おきください。

以　上

（様式－２）

当該価格で入札した理由

○当該価格で入札した理由

注）手持ち業務の状況、手持機器等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績、保有する技術者の状況、下請負会社の協力等の観点から記載すること。

（様式－３）

入札金額の積算内訳（土木設計）

（単位：千円）

業務名称							
項目	工種	種別	細別	単位	数量	金額	備　考
業務原価	直接原価	直接人件費					
計		直接経費					
一般管理費等	間接原価	その他原価					
計							
合計							

（注）設計数量総括表等に対応する内訳を記載すること。

（注）見積もり等積算根拠を示すものがあれば添付すること。

（様式－４）

業 務 実 施 体 制

技術者の区分	氏　　名	役職･部署	担当する役割の内容	備　　考
管理技術者				
照査技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当者				
担当者				

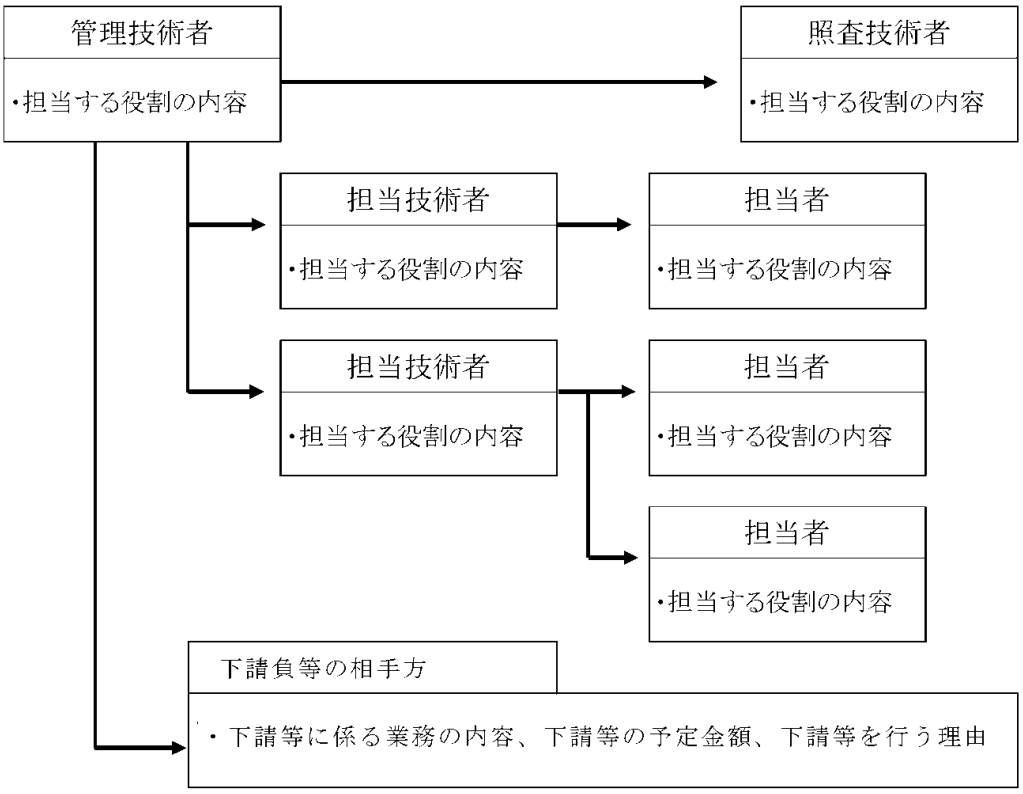

（注１）配置する技術者の役割を分担させたときは、それぞれの配置する技術者の役割を、体制図として記載すること。
また、契約書に基づき下請負等をするときは、下請負等の相手方の商号又は名称、下請負等に係る部分、下請け等の理由等について記載すること。

（注２）技術者の区分及び体制図は業務に応じて適宜記載すること。

（様式－５－１）

手 持 ち 業 務 の 状 況

管理技術者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額

※　技術者１名につき１枚作成する。

（様式－５－２）

手 持 ち 業 務 の 状 況

照査技術者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額

※　技術者１名につき１枚作成する。

（様式－５－３）

手 持 ち 業 務 の 状 況

担当技術者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額

※　技術者１名につき１枚作成する。

（様式−６）

配 置 技 術 者 名 簿

技術者の区分	氏　名	資　格	取得年月日	免許番号 交付番号	備　考
管理技術者					
照査技術者					
担当技術者					
担当技術者					
担当技術者					
担当者					
担当者					
担当者					

(注)技術者の区分は業務に応じて適宜記載すること。

（様式－７－１）

過去に実施した同種業務名及び発注者

管理技術者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	同種業務の実績①
業　務　分　類	同種業務
業　　務　　名	
TECRIS登録番号	
発 注 機 関 名	
契　約　金　額	
履　行　期　間	
業 務 の 概 要	

	同種業務の実績②
業　務　分　類	同種業務
業　　務　　名	
TECRIS登録番号	
発 注 機 関 名	
契　約　金　額	
履　行　期　間	
業 務 の 概 要	

※　技術者１名につき1枚作成する。記載する件数は２件までとする。

（様式－７－２）

過去に実施した同種業務名及び発注者

照査技術者名：

	同種業務の実績①
業　務　分　類	同種業務
業　務　名	
TECRIS登録番号	
発 注 機 関 名	
契　約　金　額	
履　行　期　間	
業 務 の 概 要	

	同種業務の実績②
業　務　分　類	同種業務
業　務　名	
TECRIS登録番号	
発 注 機 関 名	
契　約　金　額	
履　行　期　間	
業 務 の 概 要	

※　技術者１名につき1枚作成する。記載する件数は２件までとする。

（様式－７－３）

過去に実施した同種業務名及び発注者

担当技術者名：

	同種業務の実績①
業　務　分　類	同種業務
業　　務　　名	
TECRIS登録番号	
発 注 機 関 名	
契　約　金　額	
履　行　期　間	
業 務 の 概 要	

	同種業務の実績②
業　務　分　類	同種業務
業　　務　　名	
TECRIS登録番号	
発 注 機 関 名	
契　約　金　額	
履　行　期　間	
業 務 の 概 要	

※　技術者１名につき1枚作成する。記載する件数は２件までとする。